

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示 健康保険法による保険医の登録  
結核予防法による医療機関の指定

漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求  
めるための届出

土地改良区の役員就退任

道路の区域の変更

土地区画整理組合の設立の認可

◇選管告示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数  
の五十分の一の数及び三分の一の数

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第七十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規  
則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則  
(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。  
第十八条第三号中「五円」を「八円」に改め、同条第四号中「二千円」  
を「二千七百元」に、「千六百元」を「二千三百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月十七日から適用す  
る。

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に  
より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の  
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令  
第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
中谷 稔	東伯郡羽合町大字久留 一八五の二	鳥医 第一五二六号	昭和四十五年七月十三日

鳥取県告示第五百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	開設者
昭和四十五年七月十四日	面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目 三一五番地	面谷 幹夫

鳥取県告示第五百四十三号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

届出事項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名 米子市両三柳 倉本 善正 米子市灘町 大谷 精明 加入区 米子 米子市漁業協同組合	縦覧期間 昭和四十五年八月四日から 昭和四十五年八月十八日まで 縦覧場所 米子市漁業協同組合

鳥取県告示第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

青谷町東町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	新任した役員の氏名及び住所
竹本 秀治	気高郡青谷町大字青谷五五一
柵田 禮一	五五三
坂田 秀信	六六三ノ一
吉用 武夫	三〇四七
石田 敏	六四九

竹本義雄	六〇〇	青柳龍夫	六四九
山本繁蔵	一九〇	坂田秋満	六六三ノ一
棚田義治	六六四	山田 操	一八九
山田 操	一八九	棚田 禮一	五五三
小清水正	五九八	竹本秀治	五五一
秋田重太郎	三、〇八三	豊田真太郎	五三九
大寺孝臣	五五四	竹本義雄	六〇〇
大寺義美	六六四ノ一	石井 巖	六四九
青柳ちか	六四九	理事	就任した役員 の氏名及び住所
蔵本寿延	三、三四二	坂田 纈治	五七〇
監事	三、〇七五ノ一	木下孝瑞	三、二〇六
長谷川岩蔵	五六九		
坂田 纈治	五七〇		

大寺孝臣	五五四	長谷川計夫	青木五四二
山本 勝	六六四	乘本昭一	三〇二
秋田 勇	三、〇七一	乘本真雄	二六一
坂原光雄	三、〇八九	山川 栄	橋本二〇六
砂川哲夫	四、〇七七	鷺見重雄	大袋二七八
山下 顕正	三、一一五	岩崎 一	七四七
蔵本寿延	三、三四二	小林勝美	八一五
吉田武夫	三、〇九四	牧浦正雄	二八六
木下孝瑞	三、二〇六	理事	就任した役員 の氏名及び住所
棚田義治	六一五	松浦 徳虎	米子市榎原一、〇九五

昭和四十四年九月二十五日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、  
昭和四十四年十月七日就任 任期四年

尚徳村三ヶ堰土地改良区

監事 加藤 幡敏 " 橋本三五四  
 " 岡 俊隆 " 榎原四五七  
 任期满了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 三吉 重雄 米子市榎原八〇〇

" 田 辺 潔 " 八三五

" 須 山 昭 典 " 橋本二三二

" 加 藤 伸 二 " 二〇八

" 長 谷 川 暢 亮 " 青木五三四

" 山 川 栄 " 橋本二〇六

" 松 浦 徳 虎 " 榎原一、〇九五

" 牧 浦 正 雄 " 二八六

" 鷺 見 重 雄 " 大袋二七八

監事 加 藤 孝 己 " 橋本二七一

" 岡 俊 隆 " 榎原四五七

昭和四十五年四月二十六日通常総会において選挙の結果当選し、昭和四十五年五月二日就任 任期昭和四十七年五月一日まで

社村不入岡堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 遠 藤 横 倉吉市不入岡三七五

" 河 本 進 " 二三七

" 田 中 勇 " 一四四

" 岩 井 茂 " 三四七

" 山 脇 辰 夫 " 七二七  
 " 矢 木 重 慶 " 和田四二八  
 " 深 田 肇 " 四〇四  
 " 山 崎 正 " 四一八  
 " 加 藤 清 " 三〇九  
 " 西 本 節 夫 " 四〇二  
 " 山 口 行 雄 " 道和寺八三一  
 " 井 勢 登 富 " 大和茶屋八六七  
 " 藤 井 信 寿 " 大谷五八  
 " 伊 藤 貞 清 " 国府三五六  
 " 小 谷 潤 太 郎 " 三三〇  
 " 小 谷 庸 理 " 国分寺二九六  
 " 吉 田 清 一 " 福光二五三  
 " 河 本 一 明 " 四一四  
 " 山 根 舜 象 " 不入岡三七六  
 " 小 谷 辰 藏 " 国分寺三一四

就任した役員の氏名及び住所

理事 深 田 肇 倉吉市和田四〇四

" 山 根 象 舜 " 不入岡三七六

" 山 本 貢 " 三六八

" 岩 井 茂 " 三四七

" 山 脇 辰 夫 " 七二七

" 田 中 勇 " 一四四

矢木重慶 和田四二八  
 山崎正 四一八  
 加藤清 三〇九  
 村協和香 七五二  
 山口行雄 道和寺八三一  
 井勢登富 大谷茶屋八六七  
 藤井信寿 大谷五八  
 伊藤貞清 国府三五六  
 長田達雄 四五九  
 小谷辰藏 国分寺三二四  
 吉田清一 福光二五三  
 河本一明 四一四  
 監事 小谷貢 国分寺三二二  
 高橋巖 不入岡二九三

昭和四十五年三月十一日通常総会において選挙の結果当選し、昭和四十五年四月一日就任 任期二年

**鳥取県告示第五百四十五号**

建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項、第二十七條第一項及び第九十七條の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年八月四日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石

破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前敷地の幅員メートル	変更後敷地の幅員メートル
一般道	一八一号	日野郡日野町板井原字下山一、二の二から 大字金持字沢尻五二〇まで	四・二〇〇	四・二〇〇
"	"	日野郡日野町大字金持字沢尻五二〇から 字朝狩尻一〇三七まで	四・一〇〇	四・一〇〇
"	"	日野郡日野町大字金持字朝狩尻一〇三七から 大字高尾字大谷尻一〇の一まで	四・二〇〇	四・二〇〇

**鳥取県告示第五百四十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年八月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石

破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	変更前敷地の幅員	延
湯原	八頭郡佐治村大字板原字辰巳峠三八五の先から			一・〇	一、七五〇・〇
用瀬線	二八五の八の先まで		字上大月	一・〇	一、七五〇・〇
			変更後	四・一	二、七五〇・〇
			変更後	三・〇	二、五五一・〇

鳥取県告示第五百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市三柳第二土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 組合の名称

米子市三柳第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和四十五年八月四日から昭和四十七年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市両三柳字六十間中通の一部

六十間市庵道西の一部

四 事務所の所在地

米子市中町二十番地

（米子市建設部都市計画課内）

五 設立認可の年月日

昭和四十五年八月四日

六 事業年度

昭和四十五年度及び昭和四十六年度

七 公告の方法

この組合の公告は、事務所の掲示場所及びこの組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行なう。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和四十五年六月十八日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	七、七五人
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三三、二五人
鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、八五人
米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二四、九三人
倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一一、三六人
境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	七、八三人
岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、四〇人
八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、〇八人
気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、六八人
東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一六、二八人
西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二一、八九人
日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	七、三三人